

## 練馬区いじめ問題対策方針新旧対照表

変更箇所	頁	新（令和 2 年度）	旧（平成 3 1 年度）
表題	P 1	（修正） 令和 2 年度練馬区いじめ問題対策方針	平成 3 1 年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針
3 教育委員会の取組	P 2	（修正・追記） （1） ②重大案件 いじめ等対応支援特別チーム （2）いじめの的確な実態把握・分析活用 ②インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進 ○改訂した「SNS練馬区ルール」を全校に周知し、SNSをめぐるトラブルの未然防止を図る方策を整えるとともに、学校および家庭と連携して児童生徒および各家庭の主体的なルールづくりを推進する。	○重大事態  ○「SNS練馬区ルール」を示し、インターネット上のトラブルの未然防止を図る枠組を整えるとともに、学校および家庭と連携して児童生徒および各家庭の主体的なルールづくりを推進する。
	P 3	（修正・追記） （3）学校（園）・教職員への指導・助言 ⑤重大事態への対処 ○学校主体の調査では、重大事態または当該重大事態と同種の事態に必ずしも結果を得られないと教育委員会で判断する場合および学校教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会主体で調査または再調査を実施する。その際は、事故対応支援チーム（いじめ等対応支援特別チーム内）を設置して対応に当たる。 ○重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、スクールソーシャルワーカー等の心理相談の専門家による心理ケアチーム（いじめ等対応支援特別チーム内）、東京都教育相談センターのアドバイザースタッフの派遣の活用など必要な措置を講じる。 ○（削除） ○事故対応支援チームによる調査等によって、教育委員会が重大事態または、当該重大事態と同種の事態であると判断した時には、教育長は区長にその旨を報告する。いじめ等対応支援チーム	○学校等から「重大事態」発生の報告を受けた場合は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、指導主事やスクールソーシャルワーカー等の心理相談の専門家、東京都教育相談センターのいじめ等の問題解決支援チームやアドバイザースタッフの派遣の活用など必要な措置を講じる。  ○状況に応じて、校長を補佐するため、指導主事を集中的に派遣し対処に当たらせる。

		<p>の委員長である教育長は、学校事故詳細調査委員会（いじめ等対応支援特別チーム内）を発足し再調査を実施する。 （追記）</p>	
P 4	<p>（追記） （５）保護者・地域との連携強化および啓発の促進 ④ SNSに関わるトラブル防止に向けて 改訂した「SNS練馬区ルール」を周知し、SNS家庭ルールの作成を促すため、家庭配布用のリーフレットを作成し、発信していく。</p>	<p>SNS学校ルールへの協力と、SNS家庭ルールの作成を保護者に向けて発信していく。</p>	